

「あなたは悪くない」

と言って
あげられますか？



発行

性暴力をなくそうキャンペーン事務局

レイプなどの性暴力犯罪事件の報道を聞いた時、あなたは「襲われたほうにも落ち度がある」と思いますか？

「一人で暗い道を歩くなんて、襲ってくれと言っているようなものだ」

「泥酔して、襲われたら、自業自得」

「男性の家に一人で行くなんて、セックスしますと言ったのと同じだ」

こんなふうに、考えているでしょうか？ 多くの人がそう考えているので、被害を受けた女性たちは

「レイプされたのは、私が悪かったから」

と感じさせられ、また、恐ろしくて訴えられませんか。暴行を受けた上に、社会から責められるなら、黙っているほうがましなのです。

訴えられない原因は、あなたなのかもしれません。



暴力犯罪者は犯行を繰り返す可能性が非常に高いことが分かっています。

被害者にも落ち度があったと考えることは、性暴力犯罪者を野放しにすることに手を貸すことです。

みんなが性暴力犯罪の本当の姿を理解し、被害者に「あなたが悪いのではない。悪いのは暴力をふるった側だ」と言ってあげられるようになることが、被害者が声をあげられるようになる条件です。そして、この犯罪を根絶する第一歩なのです。

第一歩を多くの皆さんと踏み出すために、このリーフレットを作成しました。どうか、性暴力犯罪の実態について偏見をなくし、性暴力犯罪根絶とともに歩んでください。

日本における性暴力の実態

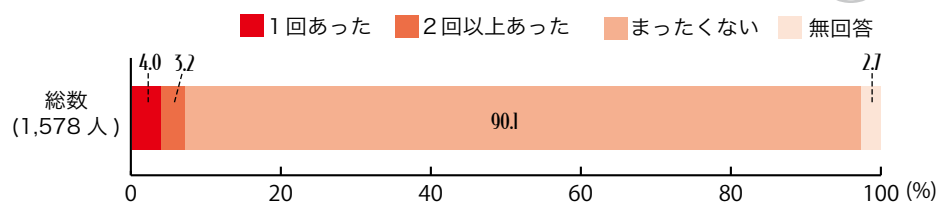
①内閣府「男女間における暴力に関する調査」(H20年)より作成
 ②・④・⑥警察庁資料より作成 ③, ⑤厚生労働省資料より作成しました



痴漢、強制わいせつ、強かん、ストーキング、セクシュアル・ハラスメント、パートナーからの強かんを含むDV、子どもへの性的暴行・搾取、人身売買、性的搾取などを性暴力といいます。

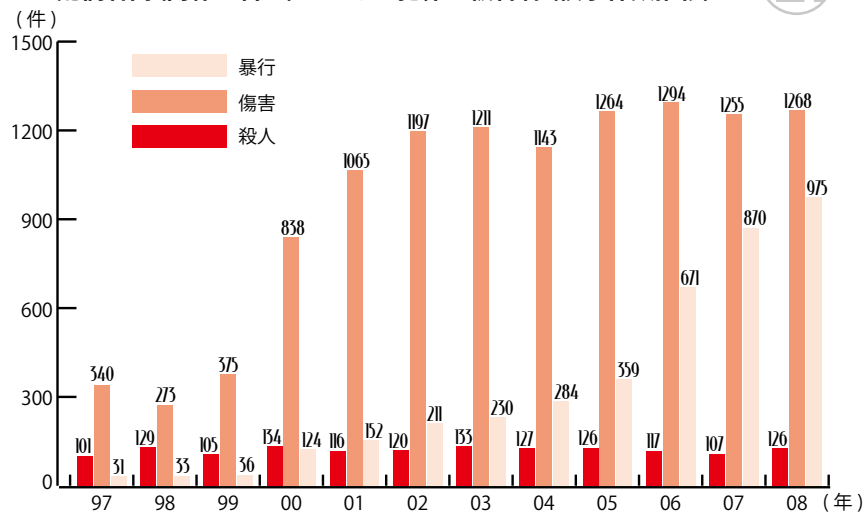
異性から無理やりに性交された被害経験の有無

1.



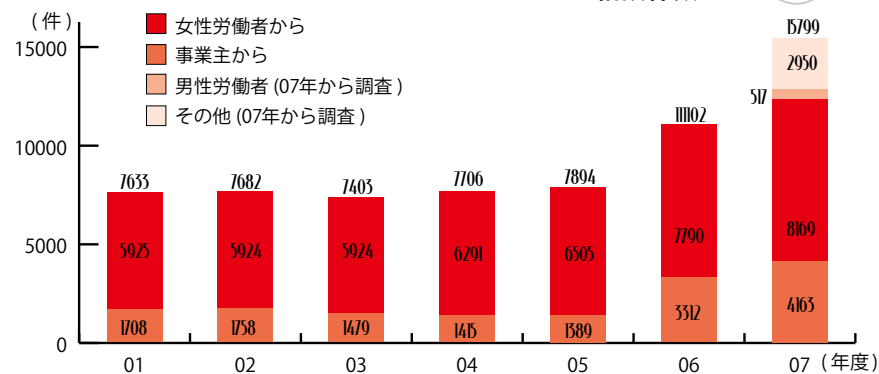
配偶者間(内縁を含む)における犯罪の被害者(検挙件数推移)

2.



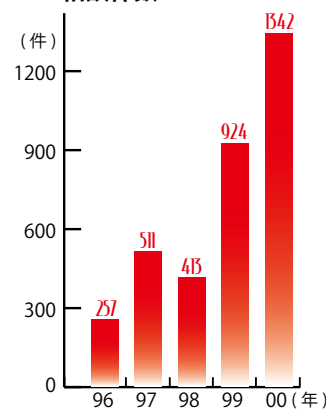
都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

3.



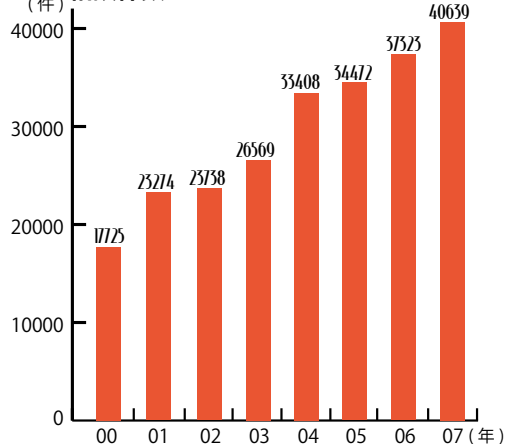
警察における児童虐待の相談件数

4.



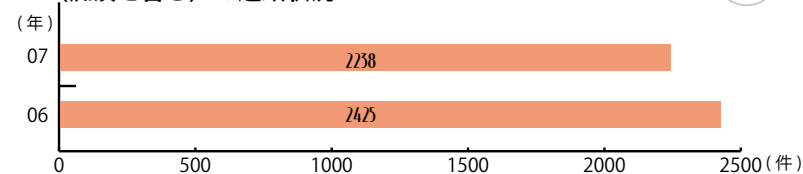
児童相談所における児童虐待の相談件数

5.



迷惑防止条例違反のうち粗暴行為による卑猥行為(痴漢を含む)の送致状況

6.



性暴力被害にあった当事者の気持ちとは



性暴力被害は、一般に考えられているより、過酷で、心にも深く傷を残すものです。まず、その認識を持つ必要があります。

多くの被害者はうつ病、抑うつ症状、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、パニック障害、対人恐怖など様々な恐怖症、自殺念慮、アルコールや薬物依存症など様々な心身症状に苦しめられています。

パニック障害になると、突然激しいめまいがしたり心臓がドキドキして息ができなくなって倒れてしまう場合もあります。死んでしまうのではないかと思うくらい苦しいのですが、病院で検査しても心臓などには異常がありません。

PTSDとは性被害などのトラウマ体験をした人が、被害にあってから1カ月以上経っても様々な症状がなくならず日常生活を送るのが困難になってしまうというものです。PTSDの3つの主症状は、またいつ襲われるかわからないと常に警戒状態が続いてピリピリと神経を尖

らせ、眠れなくなったり、ちょっとしたことで怒りやすくなったりする「過覚醒」、緊張を緩めたときやちょっとしたきっかけで被害の記憶や映像が生々しく甦ったり（フラッシュバック）、悪夢を見たり、今まさに襲われているかのような状態になる「再体験・侵入」、被害に関係した場所や事柄、人を避けてしまう、エレベーターや電車に乗れない、感情がなくなり、ボーっとした状態になる「回避や狭窄・麻痺」などです。

子どもの頃からの性的な虐待や長期にわたる性被害を受けた人は、感情や感覚を自分の体から切り離す「解離」という症状によって、被害を受けているのは自分ではないとして自分を守っていることもよくあります。摂食障害なども性的な被害の影響が大きいと言われています。

こうした大変な状態になって相談しても、身近な人からの被害のために味方になってもらえず友人が離れていってしまうこともあります。初めは支えてくれた家族にも「忘れな

さい」「過去のことにこだわっていないで前向きに生きなさい」などと理解してもらえないこともあります。自分の気持ちを誰にも分かってもらえない時、当事者がどのような孤独にさらされるのか、あなたは想

像したことがあるでしょうか？

性暴力犯罪は「魂の殺人」と呼ばれています。

いくつかの事例を掲載しました。実態の一端を感じていただければと思います。

DV・夫婦間レイプ：24歳で結婚。29歳でシェルターに避難。裁判離婚で離婚。10年経った現在もPTSD等で通院中（心療内科と産婦人科）

普通に恋愛して、激しいプロポーズを受けて結婚した社会的地位も高い相手が、妊娠がわかった時からDV夫に豹変しました。夫の気に入らないことをすると殴る蹴る、髪の毛をつかんで壁に打ちつけられる、などの身体的な暴力は日常的でしたが、私が今でも恐怖で体が震えるのは、妊娠中から始まった暴力的な性交渉を思い出すときです。

夫は私の妊娠中も、どんなに頼んでも「おれがしたい時は受け入れるのが妻の務めだ」と性交渉をさせました。そのために最初の子どもは切迫流産で失いました。その後も、夫は私の体の調子を顧みず、避妊もせず、二度にわたって子どもを妊娠し、失うことになりました。最終的には子どもが産めない体となってしまいました。10年経った今でも私の体と心は壊れたままです。

産婦人科への通院（不正出血や生理不順などの症状）月1回、多い時は毎週1回2,320円、月2千～8千円

心療内科への通院（DV体験のフラッシュバック、抑うつ、不眠、悪夢、食欲不振などの症状）月2回の頻度で通院、通院費は月平均1万円
※産婦人科と合わせると年間の医療費は多い時で約2万円
※通院には負担もかかり、パート収入が主な家計を圧迫。

性虐待：DV家庭で育った子ども。小学生の高学年で父親にレイプを受ける。高校卒業後家出。現在は民間支援団体のサポートを受けながら就労中。パニック障害などで精神科に通院中。

性虐待がいつから始まったかはわかりません。気がついた時には、毎晩父親の布団に引きずり込まれていて、「かわいがっている」と言われてそう思っていました。小学校高学年の頃セックスをさせられて、初めて変だと思いました。母親に話しましたが、母も父から長年暴力を受けていて何かできるような状態ではありませんでした。父親にされていることの意味が分かっているけど、父親が怖くて逆らえませんでした。人には絶対言えないことなので、だれにも相談しませんでした。高校生の時に家出をしましたが、父親に連れ戻されました。父親の性的奴隷のような生活をさせられ、大学にも行かせてもらえませんでした。ようやく19歳の時、恋人を作り、脱出することができて、あちこちのサポートグループを転々としました。家出した後パニック障害、対人恐怖などを発症し、今もリストカットや自殺願望がなくなり精神科に通院しています。支援団体のアドバイスを受けて、父親を刑事告訴しました。姉も父親からの性虐待を受けていたことが最近分かりました。

生活保護を受給しているため病院の診察費は無料

民間のカウンセリングルーム 通常は1回5000円だが、ルームが赤字覚悟で500円に減額。アルバイトができるようになったときには1回2000円になったので年間10万円支払った。

レイプ：当時17歳。高校の教師からのレイプ。不登校となり高校中退。5年経った現在も通院中。

高校のバレーボール部の合宿中、信頼していた担当の先生から呼び出されて、空いている部屋に押し込まれてレイプされました。「誰にも言うな」「メンバーから外すぞ」と脅かされたのと、頭が真っ白になってしまい、逃げたり抵抗したりできませんでした。どうしたらいいか分からなかったし、県大会を前にして、エースアタッカーだった私は、メンバーから外さ

れたらみんなが困ると思い、合宿後も触られたり、レイプされそうになりましたが、誰にも相談できませんでした。その後、補欠の部員が妊娠し、相手はその教師だったことがわかり、チームの他のメンバーもこの教師からレイプされていたことを知りました。彼女は黙って退学していましたが、先生はそのまま、私は学校へ行こうとすると、熱が出たり、震えたりするようになって、長期に休まなければならなくなり、結局退学しました。今でもレイプについては誰にも言っていない。

心療内科への通院費 1回5000～6500円、月2回通院で年間15万円くらい。5年間で75万円。

痴漢：通学電車で痴漢被害に遭う。訴えられなかった。今は電車に乗れない。カウンセリングに通っている。

夕方6時ごろ、満員電車の入り口付近に立っていました。ドアのところに押し付けられる形になっていました。なんだか変だなと思ったら、スカートの下から手を入れてくる人がいました。全然身動きが取れないので、だれだか分かりませんでした。「この人が痴漢です」なんて言えないので、何とか逃れようとしたのですが、どうにもなりません。気持ち悪くて、怖くて、もう泣きそうになりました。

そうしたら、女の人が気がついてくれて「大丈夫？」と声をかけてくれたので、夢中でその人のところに行こうとしたら、その人が人混みの中を引っ張ってくれて、痴漢の手が離れました。何も考えられなくて、気がついたら家に帰っていました。両親には「何で声を上げなかったの。今は誰か何とかしてくれるのに」と怒られました。

次の日から、電車に乗れなくなりました。誰だったか分からないので、男の人がみんな昨日の痴漢のようで、また触られたらと思ったら、怖くてたまらないからです。

民間のカウンセリングルーム 料金は1回12000円、週1回で月4万8千円、年間約50万円。

セクハラ: 45歳で夫と死別後、事務員として中小企業に採用され、社長からセクハラにあう。1年も経たずに退職に追い込まれた。現在もうつ病で通院中。

採用されてすぐ、社長が母子世帯である私に目をつけて、毎日のようにアパートまで押し掛けてくるようになりました。「やっと決まった正規職員の職場なので辞めることはできない。何とかかわしていこう」と思いましたが、職場でもほかの社員がいないところを見計らって、勤務中に後ろから羽交い絞めにされて胸をつかまれるなど耐えがたい状況になり、退職しました。「おれの女になったら、10万円給料を上げるぞ」が襲ってくる時の決まり文句でした。

「雇用均等室に訴えたら」と言う人もいましたが、社長に知られたら何をされるのかわからないので、行けませんでした。でも、許せなかったので退職後、地域の女性ユニオン（労働組合）に駆け込みました。団体交渉の席上で、社長から「おまえが誘ったんじゃないか。あんなに喜ばせてやったのに」など聞くに堪えない発言を続けられ、うつを発症しました。退職した後も、メールやファックスで社長からの嫌がらせが続いていて、アパートのそばに社長の車らしいものがあり、警察に通報したが取り合ってくれず、病状は悪化しています。

精神科への通院 精神障害に対する「自立支援医療」制度の利用で月2500円、年間3万円。



身近で被害者を支えてきた人からのメッセージ

何万回も生きたいと思う

私が支援の中で出会った女性の印象に残っている言葉があります。それは、この女性が28歳の時に私に語った言葉でした。「何万回も死にたいと思った。でもそれ以上に何万回も生きたいと思った。その気持ちの揺れと格闘しながら生きている。どうしたら、この苦痛が少しでも軽くなるのか、いつも闘っている。」

彼女は15歳の時に、父親からドライブに誘われ、ついていくと、「ちょっと休んでいこう」「何もしないよ」と言われて、ベッドに横にさせられ、強かんされました。彼女はそれをきっかけに家を出て、それからずっと1人で生きてきました。

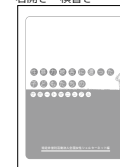
彼女は今でもリストカット、大量服薬などの自傷行為を繰り返し、救急車で運ばれるようなことが続いています。

彼女がこの生きづらさから解放される方法がどうすれば見つかるのか、誰も答えを見いだせずにいます。

「DV被害における性暴力被害の実態」スタッフコラムより

本当のことを聞いて欲しい

右開き・横書き



被害実態の調査結果から全国女性シェルターネットワークが作成した支援者のためのマニュアル。チェック項目、緊急連絡先記入表付 全44頁 横書き

性暴力被害に遭った子どもたちのサポートマニュアル

DV家庭における**性暴力被害の実態**

全国女性シェルターネットワークと婦人保護施設の全国一斉共同調査。専門家による解説、スタッフコラム付き 全100頁 縦書き

この調査は独立行政法人福祉医療機構の助成を得て実施しました。

左開き・縦書き



NPO 法人 全国女性シェルターネットワーク

性暴力にまつわる誤解



多くの人々が、性暴力犯罪について誤った理解をし、被害者を苦しめています。以下に代表的な「誤解」について解説します。

誤解①： レイプは夜道で見知らぬ人から
事実： 見知らぬ人より、知っている人のほうが多い

平成 20 年に全国の男女 5000 人を対象に内閣府が行った男女間における暴力に関する調査によると、女性の 7.3% (123 人) が「異性から無理やり性交された経験がある」と回答していますが、その加害者は、「よく知っている人」が 61.8%、「顔見知り程度の人」が 13.8% で、8 割近くが面識のある人という結果が出ています。性犯罪はある程度知っていて、その信頼関係を利用して行うということが一般的なのです。しかし、平成 10 年に当時の科学警察研究所の防犯少年部付主任研究官だった内山絢子さんが、全国の警察署で取り扱った事件について行った調査によると、強姦 (110 件)・強制わいせつ (87 件) 事件のうち、加害者が友人や知人など顔見知りの割合は 15.6% で、見知らぬ人が 78.7% と割合が逆転しています。それだけ知っている人が加害者の場合には警察に訴えにくくなるのです。しかし、実際の性犯罪では顔見知り加害者である場合が多いということを知っておく必要があるでしょう。

また、顔見知りだというだけでなく、夫や恋人からの被害も多いのです。内閣府の調査でも、加害者が面識のある人だった人 93 人のうち、「配偶者 (事実婚や別居中を含む)・元配偶者 (事実婚を解消した者を含む)」という人が 35.5% と最も多かったのです。このようなパートナーからの被害は夫婦間レイプや DV における性的暴力、デートレイプ、デート DV などと呼ばれています。

誤解②： ついて行ったのだから合意していた
事実： まさかレイプされると思ってもいない (特に知り合いに)

被害者が加害者と二人きり (加害者が複数の場合は加害者たちの中に一人という状況) になぜなってしまったのかと思われることがあるかもしれません。そんなことをしたら危険なことはわかりきっていたのではないとか、二人きりになったので相手もその気になってしまったのではないかと、思われるかもしれません。

被害者は自分が被害にあうと予測できません。顔見知りの場合はまさか相手があるつもりであるとは思えないのです。また、道を聞かれたり、手助けを求められて、親切に手を貸そうと思って被害にあってしまう場合もあります。加害者は自分が性犯罪を行うつもりであることを事前に気付かせることはしません。被害者に不審に思わせることなく、罠にかけることについては、加害者の方が上手の場合が通常です。

自分だったら、自分の身内だったら、そんな無防備なことはしない、という先入観は捨ててください。顔見知りと二人きりになっても、見知らぬ人に親切にしても、性犯罪にあわずに終わることの方が多いのです。たまたま相手が、性犯罪の加害者であったからといって、それを見破れなかった被害者の行動を問題にすることは被害者に厳しすぎます。

誤解③： 女性が犯人を挑発した
事実： 犯人は「弱そうな」相手を選んでいる

よく「被害者が派手な格好をしていたから加害者もその気になってしまったのではないかと」「被害者の方が挑発したのではないかと」という意見を聞きます。平成 10 年の内山さんの調査では、加害者が被害者に目をつけた理由は「おと

なしそうに見えた」(37.4%)「警察に届けることはないと思った」(37.2%)
などが多く、「挑発的な態度」はわずか6.7%しかありません。加害者は
自分が訴えられないだろうと思っておとなしそうな相手を選んで襲ってい
るのです。被害者とは、傷ついているすべての人のことであり、合意のあ
る被害などないのです。「挑発があった」とは、加害者の勝手な言い分
であり、加害者が性欲を刺激されたとしても、犯罪に至る言い訳にはなりま
せん。酒等を飲ませて暴行に及ぶ事件が多い事実からも、計画的な犯行で
あることがわかります。



誤解④：
嫌だったら声をあげて助
けを求めるはず。必死に
抵抗すれば逃げられる

→

事実：
あまりのショックで、
声を出せる人は少ない

性犯罪の被害にあったとき被害者はどういう行動をとっているでしょう
か。平成10年の調査では、「大声で助けを求めた」り(41.7%)「付近の
民家や店に駆け込む」(6.4%)といったはっきりと助けを求める場合は半
数にも満たず、「やめてくれと加害者に頼む」(51.5%)が一番多く、「何
もできなかった」という人も25.5%います。

被害者は被害にあったときに、とっさに何が起きたか理解できません。
驚愕のあまりボーっとしたショック症状になって、声も出せない、身体も
金縛りにあったような状態になることもあります。また、被害にあった
(あっている)ことを誰かに知られるのが恥ずかしいと思って声が上げら
れないこともあります。恐怖のあまり抵抗することもできないという場合
もあります。逃げるために必死の行動をとってみたいけれど、相手との体力
差もあって、とてもかなわないとあきらめざるを得ないことも多いのです。

誤解⑤：
すぐに訴えないのは合
意だったから

→

事実：
恥ずかしくて誰にも言
えなかったから

被害直後にすぐに警察や病院に駆け込めば、証拠も採取しやすく、加害
者もすぐに逮捕できるのに、すぐに訴えなかったために証拠も失われた
り、捜査も難しくなってしまうと思われるかもしれません。本当は嫌では
なかったのに、誰かに誘導されて、また自分の身内に自らの身の潔白を明
らかにするために後になって訴えたのではないかと疑われることもあるか
もしれません。

性犯罪の被害者はなかなか訴えることができません。内閣府の調査でも
62.6%の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しています。そ
の理由は、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が42.9%と最も多
くあげられ、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやってい
けると思ったから」(29.9%)、「そのことについて思い出したくなかった
から」(29.9%)、「相談してもむだだと思ったから」(27.3%)、などとなっ
ています。被害を受けて「恥ずかしい」と思わせているのは社会です。被
害者の感情に配慮できる社会や緊急対応がないなかで、被害を訴えてきた
被害者に対しては、それだけ強い被害感情があるのだと理解する必要があります。

また、被害者はあまりにもショックな出来事を受け止めきれずに「なかつ
たことにしよう」と思うこともあります。これは心理学的には「否認」と
いわれる状態です。そして被害者はそれまでと同じ日常生活を続けている
場合もよくあります。そんなにひどい目にあっていたのに、なぜそんな普
通に行動できるのか疑問に思われるかもしれませんが、被害者の行動とし
てはよくあることなのです。



日本の法制度の問題点

先進諸国と言われている国の法制度から見ると、日本は著しく遅れています。主な問題点は以下のとおりです。



- ① 強かんは「暴行と脅迫」を用いた性交渉の強要になっているので「抵抗できないほどの暴力だったかどうか」が罪を立証するポイントとなる。この規定では女性に不利でありすぎるため、今日こんな規定を残している国は少数。
- ② 「性器挿入」のみが強かんであるので、男性に適用できない
- ③ 強かんは強盗より罰則が軽い。
- ④ 親告罪なので、被害者が訴える決意をしなければならない。
- ⑤ DVそのものが犯罪とされていない
- ⑥ セクシュアルハラスメントそのものが犯罪とされていない。
- ⑦ 被害者を支援する法律がない
- ⑧ 性暴力の緊急支援施設がない（レイプクライシスセンター）
- ⑨ 性暴力の予防教育は義務化されていない
- ⑩ レイプシールド法がない（裁判や警察での被害者保護に関する法律）
- ⑪ 女性警察官も少ない
- ⑫ 裁判員制度でプライバシーが守れない

私たちは、こうした状況を変えるには、根本的な法整備が必要だと考えています。被害当事者が本当に求める制度を作るための努力を続けていきたいと思えます。

“事実を受け止める”こと。

「性犯罪被害にあうということ」（小林美佳著）より抜粋



“事実を受け止める”こと。

これが被害者にも周りの人たちにも、何よりも必要なことなのではないか。 事実とは……。

被害者にとっては、

「被害にあい、自分の身体や気持ちが傷ついていること。そしてそれは他人の手によるものであり、決して自分の非を探す必要はないということ」

周りの人たちにとっては、

「自分の大切な人が、悩み苦しんでいること。それが自分ではなく、その人であること。自分の苦しみの発端は、被害者本人の辛さがあること。そしてそこには、絶対に悪い、第三者の手が下されていること」

当事者としての苦しみと、その周りの人たちの苦しみがある、それぞれが自分に起こったことをきちんと受け止めることが、意外と難しいのだ。そのうえで、当事者としての気持ち、近くにいる者としての気持ちを、きちんと相手に伝えることが大切だと思う。

性暴力をなくそうキャンペーン 共同代表 小林 美佳
共同代表 大藪 順子

性暴力をなくそうキャンペーンは、被害を受けた経験を持つ当事者たちが、各々のプロジェクト（表現）で性暴力被害の実態をみなさんに知ってもらい、性暴力に対する意識を正すことで、悲しむひとを生み出さないようにしようと2008年から今まで、Tシャツプロジェクトや写真展、講演会等をしてきました。これからはより多くの人たちにこの活動を広め、さらに当事者による当事者のための性暴力被害相談窓口の開設に向けて動き出しています。

これらの活動資金は全て寄付、助成金によるものです。ご寄付をお願いします。

口座番号 00900-3-89916

加入者名 性暴力をなくそうキャンペーン事務局

銀行からの振込みをするとき ○九九店 (099) 当座 0089916

性暴力犯罪が身近に起きたとき、必ずこの人がいます。

「やったやつの気持ちはわかるよ」。

「本当は冤罪じゃない？はめられたんじゃないの」。

それに対してこう言ってくれる人の方が少ないのです。

「絶対許せない。きちんと処罰させないと」
「彼女は大丈夫なの？」

市民全体から見れば、性暴力犯罪加害者、被害者は少数かもしれません。一生の内で犯罪に手を染めることも、犯罪被害にあうこともない人が圧倒的に多いのです。だからこそ、皆さんにお願いしたいのです。理解できないと思っても耳を傾けてほしい。偏見に惑わされず、被害の事実を受け止めてほしい。そして、加害者にこそ「おまえが悪い」と言ってほしいのです。

もしもレイプなどの被害にあったら、相談されたら：

- ・ 交番よりは警察署の性犯罪被害者対策室へ連絡してください。性暴力に知識のあるスタッフがいます。
- ・ 妊娠の恐れがある時は、特別のピルを処方してもらうことができます。72 時間以内なら効果があります。警察からでも、病院に直接の相談でも処方してもらいましょう。
- ・ 証拠保全のために、入浴しないなど留意点があります。

詳細は警察庁ホームページで確認しておきましょう。

加害者に

「おまえが悪い」と言ってくれますか？

加害者を

「許さない」と言ってくれますか？

発行：性暴力をなくそうキャンペーン事務局
協力：NPO 法人 全国女性シェルターネット
2009.8 月発行 100 円



「性犯罪被害にあうということ」
小林 美佳 著
朝日新聞出版刊



「STAND—一立ち上がる選択」
大藪 順子 著
いのちのことは社刊